

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年9月10日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第20号

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

墨田区議会委員会条例（昭和31年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 4 墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例（令和8年墨田区条例第20号）の施行の日から令和9年4月30日までの間における第3条の2第2項の規定の適用については、同項中「9人」とあるのは、「8人」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。